

報告第1号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事 故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 2. 12. 14	愛西市森川 町井桁西 27 番地	道の駅立田ふれあいの里の敷地内に設置する愛西市巡回バスのバス停看板が風により倒れ、歩いていた相手方の右肩に接触し、傷害を与えたもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	総務課 (所管)	44,062 円
	令和 2. 9. 27					
2	令和 3. 1. 15	愛西市日置 町髭田地内	市道 22 号線に設置する警戒標識が、根元の腐食により倒れ、自動車で行っていた相手方の車両フロントバンパー及び左側前輪タイヤに接触し、損傷を与えたもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	土木課 (所管)	209,880 円
	令和 2. 11. 21					
3	令和 3. 2. 1	名古屋市千種区末盛通 5 丁目地内	傷病者及びその家族を搬送するため、緊急走行中であつた救急用自動車において、当方の進行方向の信号機が赤であつたため、交差点内を徐行により進入したところ、東進してきた相手方の車両と接触したもの	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	消防署 警備 第 2 課 ([REDACTED])	54,000 円
	令和 2. 7. 10					